

個人情報保護委員会が所管する「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」の改正案について

令和2年5月15日
個人情報保護委員会事務局
監視・監督室

1. 趣旨

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第16号。以下「デジタル手続法」という。）の一部施行に伴う「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）の改正により、これまで個人番号の通知等に用いられていた通知カードが、本年5月25日に廃止されることとなった。

これを踏まえ、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正案の概要

通知カードが廃止されることに伴い、「本人確認」等の項目において、通知カードに係る記載を削除する。

また、デジタル手続法等において、通知カードの取扱いに関する経過措置が定められたことから、当該経過措置に関する記載を追加する。

3. 今後の予定

本改正案について、通知カードの廃止日（本年5月25日）に公布・施行する。